

平成13年3月19日
長崎県警察本部訓令第20号
最終改正 令和元年12月11日

長崎県警察本部警備部機動隊の運営に関する訓令

(概要)

この訓令は、長崎県警察の組織に関する規則に定めるもののほか、長崎県警察本部警備部機動隊の組織、活動等について必要な事項を定め、もってその効率的な運営を図ることを目的に規定したものである。